

令和6年度

# 学校いじめ防止基本方針

さいたま市立桜山中学校

# 令和6年度 さいたま市立桜山中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」、「いじめは、絶対に許されない卑怯な行為である」という基本認識の下、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立桜山中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教育活動全体を通じて、教科指導はもとより、道徳教育、特別支援教育、国際教育、人権教育等の充実を図り、生徒への指導を計画的、組織的に行う。
- 2 いじめの早期発見のために、生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育むとともに、いじめを絶対許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 3 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、その情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ防止対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 いじめる生徒に対しては、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係機関と連携する。
- 5 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、学校と家庭が連携・協力して指導にあたる。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- 2 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じていないこと

当該行為の対象となった児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害者児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 桜山中いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うこと。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、地域連携コーディネーター、特別支援コーディネーター、学校運営協議会の代表 ※必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなど構成員以外の関係者を招集できる。  
※小・中学校合同で行う。
- (3) 開催
  - ① 定例会：5月、2月（年2回程度実施）
  - ② 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
  - ③ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
  - ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ② 生徒、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ③ いじめやいじめが疑われる事案及び重大事案への対応
  - ④ いじめ防止基本方針に基づく取組の検証（PDCAサイクルの実行を含む）

### 2 生徒いじめ防止対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長ほか生徒会本部役員、学級委員、各委員会委員長、部活動代表
- (3) 開催
  - ① 定例会（年2回程度実施）
  - ② 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
  - ① いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - ② 話し合いの結果を学校に提言し、適切な助言を得る。
  - ③ 提言した取組を全校生徒に発信し、推進する。
  - ④ 小学校児童会と連携し、いじめ防止の取組等を行う。
  - ⑤ いじめ未然防止に向けた生徒主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各部活動の代表、学級委員が集まる話し合いを開催する。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
  - ① 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、全職員の協力体制を整える。
  - ② 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- ① 学期初め等に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- ② 学級内の具体的な事例を取り上げ、自分たちの問題として話し合い活動を充実させる。

2 「いじめ撲滅強化月間」(6月)の取組を通して

(1) 実施要項に基づき、生徒の実態に応じて以下の内容に取り組む。

- ① 「いじめ撲滅」啓発用ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ② 生徒会による、いじめ撲滅キャンペーンの展開(東岩槻小学校とともに)
- ③ 校長等による講話
- ④ 「いじめ防止指導事例集」等を活用した学級担任等による指導
- ⑤ 学校だより等による家庭・地域への広報活動

3 桜山中いじめ防止プログラム

(1) 「人間関係プログラム」を通して

授業実施時期：4月、7月、9月、12月、1月、3月(対象学年：1学年)

- ① 「人間関係プログラム」の授業を通して  
「相手が元気の出る話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力の定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- ② 直接体験の場や機会を通して  
教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだ力を活用する直接体験の場や機会を作り、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- ③ 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして  
各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。
- ④ 「いじめ撲滅強化月間」を通して  
「いじめ撲滅強化月間」に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。

(2) 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

授業実施時期：各学年7月を予定

生徒自身が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられている生徒がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(3) メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・タブレット安全教室」の実施(全校一斉実施)

生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

(4) 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情を持って子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

(5) 保護者との連携を通して

- ① いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- ② 子どもとのコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- ③ 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

保護者会、三者面談等の活用並びに学校だより、学年だよりを通して教職員との共通理解を図り連携した指導に努める。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童生徒の観察

#### 早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気づくこと。（やりとり張などの活用）
- ・気づいた情報を速やかに管理職に報告すること。
- ・関係職員で情報を共有すること。

- (1) 健康観察：朝の会で呼名しながら、一人ひとりの表情を確認
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、私物への落書きなど
- (3) 休み時間：孤立、頻繁に保健室、からかいの対象など
- (4) 給食時間：食欲なし、机が孤立、当番の押し付けなど
- (5) 部活動：無断欠席、ペアにならない、不公平な当番活動など

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・8月・1月 ※その他必要に応じて実施
- (2) アンケート結果の活用：学校全体で情報共有し、必要に応じて生徒と面談実施
- (3) 面談した生徒について、記録を取り保存する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートの実施：5月・10月・2月 ※その他必要に応じて実施
- (2) 簡易アンケートなどを活用し、毎月の「いじめに係る状況調査」の参考とする。
- (3) いじめの疑いがある場合は、速やかに手引きに従って対応する。

### 4 教育相談週間の実施

- (1) 教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ① 教育相談だよりの発行
  - ② さわやか相談室の充実

### 5 保護者アンケートの実施

- (1) 学校評価アンケート（保護者用）内の項目に追加し実施：11月（年1回程度）
- (2) アンケート結果の活用：学校全体で情報共有し、必要に応じて生徒及び保護者と面談実施
- (3) その他、保護者からの情報提供の随時受け付けている。

### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生・児童委員：定例の民生・児童委員連絡会等を活用し、生徒に関する情報を収集し、必要に応じて情報共有して対応する。

- (2) 学校運営協議会委員：年3回の定例会等を活用し、情報収集を行い、必要に応じて対応策を協議する。
- (3) 小学校：近隣小学校と連携し、登下校時や放課後の生徒の情報収集を行う。

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、速やかに、学校いじめ防止対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、組織的な対応の全体指揮を行う。いじめ防止対策委員会を開催する。
- 教頭は、情報を集約し、校内組織を活用して情報を共有する。
- 教務主任は、いじめ防止対策委員会開催日程等の調整を行う。
- 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒や通報してきた生徒の安全を確保する。
- 学年主任・学年担当は、見ていた生徒や間接的に関係する生徒から情報収集する。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
- 教育相談主任は、さわやか相談員やスクールカウンセラーと連携し対応する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか等の情報収集を行う。
- 養護教諭は、保健室来室記録等を参考に情報提供する。
- 部活動の顧問は、部活動生徒等から情報収集を行う。
- さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭での子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見又はいじめの疑いを認めた時は、学校等に通報又は情報提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- (1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。
- (2) 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

○ 重大事態について

ア 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合

本人の安全確保、保護者連絡、(状況により)救急車や警察へ連絡  
指導2課へ報告、学校と市教委合同対策チーム会議

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合  
救急車要請、保護者連絡、(状況により)警察へ連絡、加害者確保・面談  
加害側保護者連絡、指導2課へ報告、緊急ケース会議
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合  
本人の安全確保、保護者連絡、加害者確保・面談・保護者連絡  
指導2課へ報告、緊急ケース会議、(状況により)警察へ連絡
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合等  
本人の安全確保、保護者連絡、加害者確保・面談・保護者連絡  
指導2課へ報告、緊急ケース会議
- イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
- ・ 年間30日を目安とする。
  - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

(2) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

- ① いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ② 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ防止対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童(生徒)及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## IX 研修

### 1 職員会議

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

全教職員で、基本方針の内容を確認し、情報共有や連絡・相談等について周知徹底を図る。

#### (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

アンケートの結果を対策委員会や生徒指導委員会等で分析し、組織的に対応できるよう体制を整える。

## 2 校内研修

### (1) 学力向上研究の取組

分かる授業を目指し、指導法の工夫や授業規律確立のために、複数回研修会を開催し、具体的な成果の見える研究を行う。

### (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

生徒理解、教育相談的アプローチ等について、研修を深め、ベテランと若手が互いに学び合い、現実に即した研修とする。

### (3) 情報モラル研修

SNSの普及等により予想される様々な課題に対する基本的な理解を深め、人権教育の視点と併せて、生徒及び保護者に適切な指導・助言ができるよう研修を深める。

## X PDCAサイクル

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

#### (1) 検証を行う期間：各学期

### 2 「学校評価アンケート」、いじめ防止対策委員会、校内研修、小・中合同生徒指導研修会等の実施時期の決定

#### (1) 「学校評価アンケート」の実施時期：11月（予定）

#### (2) いじめ防止対策委員会の開催時期：5月22日（月）、2月19日（月）（予定）

#### (3) 生徒指導・人権教育に係る校内研修会の開催時期：8月（予定）

#### (4) 小・中合同生徒指導研修会：5月15日（月）、8月22日（火）、3月7日（木）（予定）